

年頭あいさつ

皆様新年あけましておめでとうございます。清々しい新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

昨年は、世界中がトランプ関税に振り回され、国内では、初めて女性の総理大臣が誕生、さらに、熊の異常な出没と被害、米等物価の値上がりに翻弄された慌ただしい一年だったと思います。

さて、今年はどうなるのでしょうか、今年の干支は、「丙午(ひのえうま)」であり、十干と干支が60年に一度めぐってくる特別な年で、その意味するところは、

「丙(ひのえ)」も「午(うま)」も火の性質をもち、太陽のように明るくエネルギーで、情熱が燃え上がる年と言えそうです。詰まる所。

- ・ 積極的に行動する 目標に向かって積極的に動くことは吉。
- ・ 冷静さを保つこと 勢いだけで走るとトラブルもあり、時には立ち止まる冷静さと勇気を持つこと。
- ・ 変化を受け入れる 偽りは必ず剥がされるので、自分の心に正直になること。

などで、皆様の事業や家計にあっても、その爆発的なエネルギーを賢くコントロールすることが成功に繋がる道だと思います。

どうぞ皆様、これから一段と厳しい季節を迎えますが、皆様のご健康とご隆盛を心から祈念して年始のご挨拶と致します。

税理士 佐々木英子

令和7年度所得税の改正内容について

1 基礎控除の見直し

合計所得に応じ、58万円～95万円まで段階的に適用額が設定されています。これらの改正は、居住者についてのみ適用されます。なお、合計所得金額 2,350 万円超の場合の基礎控除に改正はありません。詳細について国税庁のホームページをご参考ください。

令和7年の源泉徴収事務について、令和7年11月までの給与及び公的年金等の源泉徴収事務においては、令和7年12月に行う年末調整の際に、改正後の基礎控除額に応じ、1年間の税額を計算し、改正前の源泉徴収税額と精算されることとなります。

2 給与所得控除の見直し

給与所得控除について、55万円の最低保障額が55万円から65万円に引き上げました。令和7年の源泉徴収事務においては、上記1と同様に令和7年12月に行う年末調整の際に、改正後に「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額表」に基づいて1年間の税額を計算し、改正前の「源泉徴収税額表」によって計算した源泉徴収税額との精算を行います。

3 特定親族特別控除の新設

特定親族とは、居住者と生計を一にする年齢19歳から23歳未満の親族(配偶者、青色事業専従者・白色事業専従者として給与の支払を受ける人を除きます)で合計所得金額が58万円超123万円以下の人を言います。

令和7年の源泉徴収事務について、前項と同様に令和7年12月に行う年末調整の際に税額精算を行います。

4 扶養親族等の所得要件の改正

基礎控除の改正に伴い、扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件が改正されました。

① 扶養親族、同一生計配偶者、ひとり親の生計を一にする子の所得要件：

改正前：収入額 103 万円以下 所得額 48 万円以下

改正後：収入額 123 万円以下 所得額 58 万円以下

② 扶養親族等の区分において、配偶者特別控除の対象となる配偶者の所得要件：

改正前：収入額 103 万円超 201 万 5,999 円以下 所得額 48 万円超 133 万円以下

改正後：収入額 123 万円超 201 万 5,999 円以下 所得額 58 万円超 133 万円以下

③ 勤労学生の所得要件

改正前：収入額 130 万円以下 所得額 75 万円以下

改正後：収入額 150 万円以下 所得額 85 万円以下

源泉徴収事務について、令和7年12月に行う年末調整の際に、税額精算を行います。